

平成二十二年六月十四日提出
質問第五八〇号

菅内閣における「国土の均衡ある発展」についての基本的認識に関する質問主意書

提出者 橘 慶一郎

菅内閣における「国土の均衡ある発展」についての基本的認識に関する質問主意書

「国土交通省成長戦略」（平成二十二年五月十七日付け国土交通省成長戦略会議報告）の総論では、「『国土の均衡ある発展』に代表されるばらまき行政・再配分政策」との表現で、あたかも「国土の均衡ある発展」を「ばらまき」と同一視するかのような誤解を与える見解が示されている。しかるに、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）が今も効力を保っているなど、「国土の均衡ある発展」は、東京一極集中を是正し、国土空間の有効活用や中央と地方の格差を縮小させるなど、公共投資のみならず、各種都市機能の分散等を含む広い概念であり、「国土交通省成長戦略」が政府の統一見解ではないものと理解したいところである。ついては、以下四項目にわたり質問する。

一 「国土の均衡ある発展」の意味するところについて、菅内閣の見解をうかがう。

二 「国土交通省成長戦略」は、国土交通省成長戦略会議としての報告書であり、本報告書が国土交通省の正式文書ではないものと理解するが、いかがか。

三 「国土交通省成長戦略」の表現は、「国土の均衡ある発展」についての正しい理解をゆがめるのではないかと危惧するが、菅内閣の見解をうかがう。

四 多極分散型国土形成促進法に基づき施策の推進など、我が国の各地域が自らの個性を生かし、多様に発展する環境を整える「国土の均衡ある発展」について、菅内閣としてどのように取り組むのか、うかがう。

右質問する。